改正

うの泰生後援会

卯野

泰生

第 平 成 三 十 Ŧ 九 八 年 百 六 月 + + 号 日

増 刊

## (1) 高橋都後援会

#### 選挙管理委員会 目 次

○政治団体の設立届

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○資金管理団体の指定届 ○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の

(市町村支援課) (市町村支援課) (市町村支援課)

(市町村支援課)

(市町村支援課)

部

### 選 挙管理委員会

# 福岡県選挙管理委員会告示第十四号

り公表する の届出があったので、 治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一 同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとお 項の規定による政治団

平成二十九年一 月 二十日

金曜日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克

已

県本部

公明党福岡

濵地

雅

州市若松区

民進党北九

野村まゆみ

主たる事務所

の所在地

 $(\longrightarrow)$ その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

平成 29 年 1 月 20 日

代表者

の氏名

者の氏名

政治団体の名称

会計責任

主たる事務所の所在地

届出年月日

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

その他の政治団体

(政党及び政治資金団体以外の政治団体

政治団体

の氏名 代表者

異動事項

新

卯野香恵出 福岡県北九州市八幡西区藤原一 パークヒルF棟 八、 Ō, 五.

福岡県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団

とおり公表する

政党の支部

 $(\longrightarrow)$ 

政治団体 代表者

の氏名 異動事項

新

代表者の氏名 濵地 雅

木庭健太郎

二八、

福岡県北九州市若 福岡県北九州市若 二八、一〇、

三五ポートサイド 松区和田町一五— 松区本町三--————四〇六

<u>A</u> <u>O</u>

旧

異動年月日

定期発行日

福岡市博多区東公園7番7号 福岡市博多区奈良屋町3番1号 福岡県 総務部 久野印刷 〔発行〕〒812-8577 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) 〔作成〕 〒 812 - 0023 株式会社 (電話 092-262-5726) かねこ秀一後援会 金子 秀 金子 美穂 福岡県北九州市小倉南区中曽根

五———四三

古賀としのり後援会 古賀 寿典 池松 隆人 福岡県大川市大字道海島五四七

二八、

河

二八、

二八

森下 宏人 安倍 秀文 三一七 福岡県北九州市門司区高田 T 二八、

福島 直 森廣ますみ 福岡県北九州市小倉南区田原新 八、 Q

四

福島ただし後援会

町二―五―一KSCビル二〇七

渡辺しゅういち後援 渡辺 修 渡辺 悦子 福岡県北九州市小倉南区沼新町 一六<u>—</u> 二八、 <u>\_</u>

二八

会

体の届出事項の異動 の届出があったので、 同法第七条の二第 一項の規定に基づき、 次の

平成二十九年一月二十日

福岡県選挙管理委員会委員長

藤

井

克

已

旧

異動年月日

 $\equiv$ 

毎週火金曜日

	平月	戊 29	年 1	月2	20 日	金曜日	福	岡	県グ	報				第3	8 8 6	5 O 号	計 増	FJ(1)	2
政	─ その他の政治団体	平成二十九年一月二十日	団体の解散の	政治資金規正法	福岡県選挙	部連盟田川支福岡県歯科医	会林てつお後援	雄志会		後援会	佐伯かつのぶ	佐伯かつのぶ	<b>後援会</b> お賀としのり	中行打会	番 後 爱 会 幸 福 実 現 党 八	Ž Ž	川上陽平を育	接会	石松おさむ後
治	以治 団 体	九年一	の届出があったので、		· 管 理 委	秀谷	林	日中			佐伯	佐伯	古賀		松隈多賀敏		川上		石松
团	(政党及	月二十	あった	昭和二	員会告	高則の主	哲雄	真治代			勝 重 主 R	勝重	寿典の主	F		F	陽平	氏会	修: 代
体の	(政党及び政治資金団体以外の政治団体福岡県選挙管理委員へ	日		(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治	福岡県選挙管理委員会告示第十六号	の所在地	氏名	代表者の氏名		の所在地	主たる事務所	責任者の	の所在地	Ź	氏呂	子	責任者の	氏名	代表者の氏名
名	保選挙		第三項	第百九		一四四   平田二七	林	田中	佐伯	三九六	福岡県	黒木	字道海		西川真奈美		松津	石 松	石松
称	貸金団体以外の政治団体)福岡県選挙管理委員会委員長		同条第三項の規定に基づき、	十四号)		二七一二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	哲雄	真治	勝宣	二九六	福岡県糟屋郡久	慎一	字道海島七八一		奈美		晋治	修	修修
	(会委員		基づき	第十七		五一七 相 相 用	平 川	林	木	三九八	福岡県	日田	字道海		長谷川秀美		山上美奈子	石松	石松
代表者	長藤		次	条第一項の		五—七	節司	真治	慎	三九八山町大字久原三	福岡県糟屋郡久	勝	字道海島五四七		秀美		奈子	薫	〔薫
解散	井 克		のとおり公表する。	規定に		二八、	二八、	二六、			二八、	二八、	二八、		二八、		二八、		八、
解散年月日	已		する。	よる政		九、二六	10, 110	=,			一〇、二七	九、二六	10, 110		九 一		一 ○、 一 四		一 〇 二 四
				治				五.			七 ——	六	0		四		四		四
	指定した施	平成	員会告示第二号)	公職の候補	福岡県選挙	渡辺修一	福島直	金子秀一	卯野 泰生		長者) の氏体の届出を	資金管理団	平成二十	次のとお	管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を	政治資金規	福岡県選挙	政治結社日本雄志会	
	た施設の	平成二十九年	第二号)	候補者等		会議員	会議員	会議員	会議員 完 北九州市議	ı	公		二十九年	のとおり公表する。	の届出が	金規正法		口本雄志会	
	表筑紫	九年一月二十日		が使用	生委員会	市議	市議		市議		職の種類を		九年一月二十日	<i>う</i> る。	かあった	仏(昭和	左 長 員 会	4	
	設の表筑紫野市の項中福	十日	の一部を次のように改正する。	者等が使用し得る演説会施設の指定	管理委員会告示第十八号	後援会	会にだし後援	会かねこ秀一後援	うの泰生後援会		名称 資金管理団体の		十日		ので、	(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資金	管理委員会告示第十七号		
	項 福岡		ようにな	演説会:	十八号						体の		福岡		同法第-	年法律祭	十七号		
	中個県選挙管理委員会委員長		以正する	施設のお		一六—二三	─五─一KSCビル二○七号室福岡県北九州市小倉南区田原新町二	一一—四三	―二一パークヒルF棟二号―二一パークヒルF棟二号		主た。		福岡県選挙管理委員会委員長		十九条の	界百九十			
	百理委員		૾			三光州市	K S C ど	三 光州市	1クヒル		る事務所		F理委員		二第一	- 四号)			
	公会委員			和五十		介倉南区	−五−−KSCビル二○七号室幅岡県北九州市小倉南区田原新	小倉南区	-二一パークヒルF棟二号  岡県北九州市八幡西区藤		主たる事務所の所在地		公会委員		項の規	第十九			
				三年一		沿新町二	七号室田原新町	中曽根五	号 滕 原一—						定に基	条第二		田中真	の氏名
	藤井			月福岡県		 	三二八、				指	÷	藤井		づき、,	項の規定		真治二六、	
	克已			(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委		一六—二三 一六—二三	九、	二八、一〇、二五	二八、一〇、		指定年月日		克已		ての 名か	疋による			
	ت			旦理委		豆豆		豆豆	五		Ц		ت ا		小等を	る資金		五.	